平成２４年（フ）第１２５号
宮崎県日向市大字財光寺156番地２
債務者　林田　誠子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（フ）第１２６号
宮崎県日向市大字日知屋756番地11
債務者　石川　優子
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（フ）第１０５号
宮城県大崎市古川小稲葉町２番46号　シャンテ小稲葉Ⅱ102号、従前の住所宮城県大崎市古川小稲葉町３番36号　コーポヨコヤマ103号
債務者　阿部　優子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２４年（フ）第１１８号
福島県郡山市喜久田町字赤沼向11番地の６
債務者　橋本　英士
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２４年（フ）第３９号
栃木県那須塩原市関谷43番地
債務者　君島　徳夫
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部
平成２４年（フ）第４０号
栃木県那須塩原市関谷43番地
債務者　君島美知子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部
平成２４年（フ）第５６２号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目49番地の12
債務者　大熊喜一郎
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第５７０号
千葉県松戸市二ツ木1659番地
債務者　柴田　桃子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第４７号
石川県小松市野田町丁55番地１、従前の住所富山県高岡市定塚町７番15―703号　信開トピア定塚
債務者　林　　勝義
１　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２４年（フ）第５５号
石川県小松市安宅町レ36番地16
債務者　中華菜館白龍こと　樋本　憲司
１　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２４年（フ）第２４６号
兵庫県川西市小戸３丁目21番17号、前住所兵庫県川西市久代５丁目６番１号
債務者　西山ルリ子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２４年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目34番地
債務者　木田　　修
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２４年（フ）第５１７号
兵庫県尼崎市立花町４丁目５番１―303号
債務者　谷本　圭子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２４年（フ）第７８号
山口県下松市星が丘３丁目５番10号、前住所山口県下松市星が丘１丁目４番18号
債務者　森脇　敬子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２４年（フ）第７５号
山口県宇部市浜田１丁目８番８号
債務者　井上　泰史
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２４年（フ）第９２号
山口県美祢市大嶺町東分1274番地１
債務者　松岡　鳳来
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２４年（フ）第１０２号
山口県周南市大字徳山1012番地の49　フレグランスフジイＢ―202号、従前の住所山口県宇部市東琴芝２丁目２番20号
債務者　東條美由紀
１　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
山口地方裁判所宇部支部